

令和6年度旅行商品開発サポート事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旅行会社(旅行業法(昭和27年法律第239号)および旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定により旅行業の登録を有する者をいう。以下同じ。)の担当者が行う、福井県内の観光素材や宿泊施設、観光施設等の視察に対し、公益社団法人福井県観光連盟(以下「連盟」という。)が、助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

- 第2条 旅行会社の担当者が行う、本県の観光素材等を積極的に活用した旅行商品の造成または新規性のあるコースや素材の調査を目的とする視察(以下「視察」という。)のうち、連盟の会長が認めた者とする。
- 2 視察先が福井県を含む複数の都道府県にわたる場合、助成の対象は、福井県に係る部分を原則とする。
 - 3 助成の対象となる期間は、令和6年4月1日から令和7年3月14日までの間を出発日として催行される視察とする。
 - 4 助成の対象となる者は、旅行会社の担当者またはこれに同行する関係者(カメラマン、ライター、会員数100名以上の団体の長等)のうち連盟の会長が認めたものとする。
 - 5 対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合は、助成の対象としない。

(助成額)

- 第3条 福井県での視察に要する費用の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て、1人あたり25,000円上限)を助成する。
- 2 助成は、視察1回あたり2人まで、1社あたり年間100,000円までとする。
 - 3 助成金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の要件)

第4条 視察は次に掲げる要件のいずれも満たさなければならない。

- (1) 福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ、福井県内の観光地または観光施設(物販施設・飲食施設等)を3箇所以上視察すること。
- (2) 各施設先および県内観光素材等の魅力向上に向けた提案をすること(実績報告書(様式第3号による))。また、視察先の事業者などの関係者または市町から求めがあった場合は意見交換の時間を設け、各施設先および県内観光素材等の魅力向上に向けた助

言を行うこと。

- (3) 助成対象経費は、福井県への視察に必要な旅費交通費（鉄道・バス運賃、航空券代、レンタカー代（燃料費含む）、タクシー代、有料道路代、駐車場代）、県内での宿泊費、ガイド料および入場・拝観料等の実費相当とすること。ただし、宿泊費に含まれない飲食代、発地から全行程で社用車、レンタカー、自家用車を利用する場合は助成対象としない。
- (4) 視察に関する連盟の他の助成制度を利用したものでないこと。
- (5) 令和7年3月21日までに視察を完了し、第8条に定める実績報告を提出すること（必着）。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連盟にメールまたは郵送にて助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、視察を開始する日の15日前（15日前が土日祝日の場合は、直前の営業日）または令和7年2月28日のいずれか早い期日までに提出すること（必着）。申請前に行われた視察については、助成の対象としない。

【提出先】

公益社団法人福井県観光連盟 誘客推進事業部

（郵 送）〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10 福井県宝永分庁舎2階

（メール）info@fukuioyado.com

（交付の決定）

第6条 前項の申請があった場合、連盟はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し申請者に通知する。

（助成事業の変更または中止）

第7条 申請者は、交付決定を受けた視察を中止・延期する場合や視察日程または交付決定金額に変更が生じる見込みとなった場合は、変更となる視察の開始前に変更・中止承認申請書（様式第2号）をメールまたは郵送にて連盟に提出し、その承認を受けなければならない。なお、提出先は第5条2項に記載する宛先とする。

（実績報告等）

第8条 申請者は、交付決定を受けた視察の完了日（帰着日を基準）から起算して14日以内または令和7年3月21日のいずれか早い日までに、助成事業の成果を記載した実績報告書等（様式第3号および様式第4号）に関係書類を添えて、メールまたは郵送にて連盟に提出しなければならない（必着）。なお、提出先は第5条2項に記載する宛先とする。

(助成金の交付等)

第9条 申請者から前条の実績報告があった場合、連盟は検査を行い、適当と認めるときは申請者が指定する銀行口座（日本国内の口座に限る）へ助成金を振り込む。

(遂行状況の報告)

第10条 連盟は、交付決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告させることとする。

2 前項の報告の結果、連盟が、視察が助成の要件を満たしていない、または視察の実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

(交付決定の取消)

第11条 連盟は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、または助成の要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取り消す。

2 前項の交付決定の取消しがあった場合、既に連盟が申請者に支払った助成金については、申請者はこれを連盟に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する。